

## 経営事項審査制度の改正 ⑤ 連結財務諸表による経営事項審査(その3)

### はじめに

平成 20 年 4 月 1 日以降実施される経営事項審査から、改正された建設業法施行規則および関連の告示、通知等により経営事項審査が実施されております。

連結財務諸表による経営事項審査についての 3 回目の今回はいわゆる「グループ経審」についてです。グループ経審の制度自体は今回の改正以前から存在していたわけですが、今回の経審制度改正に伴ない、グループ経審についても見直しが行われています。このグループ経審については、経営事項審査の項目及び基準を定めた国土交通省告示第 85 号の附則四に規定されているほか、「国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」(国総建第 317 号 平成 20 年 3 月 10 日)にその詳細が規定されています。今回はこれらについて解説してまいります。

なお、いつものとおり意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えます。

### 1. 企業集団の認定

グループ経審の対象となる会社は、「企業結合により経営基盤の強化を行おうとする建設業者であつて、」国土交通省が以下の要件を満たすと認定した企業集団であることとされています。

- (1) 財務諸表等規則第 8 条第 3 項に規定する親会社とその子会社からなる企業集団であること
- (2) 親会社が有価証券報告書提出会社であること
- (3) 企業集団を構成する建設業者が主として営む建設業の種類がそれぞれ異なる等相互の機能分化が相当程度なされていると認められること

なお、(3)の「企業集団」を構成する会社は、原則として親会社及び建設業者である子会社とされており、連結財務諸表を構成するすべての子会社が「企業集団」に含まれるとは限らないことには注意が必要です。

また、(2)において、グループ経審の対象を親会社が有価証券報告書提出会社である場合に限っています。この点は従来から変更がありませんが、先月紹介した国総建第 321 号の通知では会計監査人設置会社についても連結による経営状況の評価を認めていることから、今回の改正の趣旨を考えると、適用範囲を有価証券報告書提出会社に限らず、会計監査人設置会社に拡大してもよかつたのではないかと考えます。

### 2. 認定基準

大会社かつ有報提出会社であるケースや国総建第 321 号のケースでは、経営状況の評価のみ連結財務諸表によるのに対し、グループ経審は、経営事項審査全般の評価を「企業集団」ベースで行います。各項目の数値等の算定方法の概要は以下のとおりです。  
**X1:**「企業集団」に属するすべての会社の建設工事の種類別年間平均完成工事高を合算して算定します。ただし、企業集団に属する建設業者相互間における建設工事の完成工事高は相殺消去します。これは、企業集団をひとつの会社とみなして経営事項審査を行うため、企業集団内部の取引は完成工事高に含めないという考え方に基づくものです。

**X2-1:**企業集団に属する全ての会社の自己資本の額を合算して算定します。ただし、企業集団に属する親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本及び子会社相互の投資とこれに対応する資本は、相殺消去します。

**X2-2:**企業集団に属する全ての会社の EBITDA を合算して算定します。本来、EBITDA についても、X1 や X2-1 と同様に、企業集団間の内部利益を消去して算出すべきと考えますが、そのような規定はありませんので、単純に各社の営業利益と減価償却実施額を合算したものとなります。

**Y:**連結財務諸表により算定します。1 に記載した要件を満たす「企業集団」と連結財務諸表を構成する親会社及び子会社は、必ずしも一致するとは限らないことは前述しましたが、それでも経営状況の評価は、連結財務諸表による訳です。この点は論理が一貫していないと言わざるを得ません。これは、「企業集団」のみから構成される連結財務諸表を改めて作成させることにすると事務量が膨大になり、グループ経審という制度自体が有名無実化することを避けようとしたためと思われるのですが、個人的には「企業集団」を建設業者に限定せず、連結会社と一致させることにすれば、Y を連結で評価することが合理的となるばかりでなく、X1、X2-1、X2-2 についても連結の数値を採用すればよく、首尾一貫したものになったのではないかと思います。

**Z~W**の各項目も、原則として「企業集団」全体ものを合算して算定しますが、Z の種類別年間平均元請完成工事高については、X1 同様、内部取引高は控除することとされています。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)